

令和2年度第1回 市指定有形文化財

旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会 会議録

日 時 令和3年2月2日（火） 午後1時30分から午後4時30分

場 所 教育長室 ZOOMによる会議

出席者 委員 菅原洋一（三重大学名誉教授）

畑中重光（三重大学大学院工学研究科特任教授）

鱒坂徹（鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻）

オブザーバー

西村美幸（三重県教育委員会社会教育・文化財保護課主幹）

活用担当課

堀川敬二（伊賀市産業振興部中心市街地推進課長）

藤森大輔（伊賀市産業振興部中心市街地推進課主査）

事務局

中林靖裕（伊賀市教育委員会事務局長）

笠井賢治（伊賀市教育委員会事務局文化財課長）

福島伸孝（伊賀市教育委員会事務局文化財課主幹）

傍聴者 3名

あいさつ

- ・中林事務局長あいさつ
- ・委員紹介
- ・委員長の選任

1. 報告事項

(1) 旧上野市庁舎の活用事業着手にかかる経緯と課題（資料1・資料2）

《1》「にぎわい忍者回廊 民間活力導入支援業務」について説明

⇒ 上野公園～城下町のエリアを「忍者回廊」と位置づけ忍者体験施設周辺の活用可能な公有財産を面的に検討し、公民連携手法を用いた施設整備の可能性を検討する業務を委託する。

《2》「にぎわい忍者回廊 民間活力導入支援業務」のスケジュールと旧上野市庁舎改修内容にかかる検討スケジュール（資料2）

- ① 実施方針公表前に、文化財保存方針と基本設計を検討し調整
- ② 実施方針公表後に、事業者との対話のなかで、質問・回答
- ③ 募集要項公表後、事業者との対話のなかで、質問・回答

① については、

⇒ 今回の検討結果をまとめて、PFI導入支援業務受託者に伝える

- ⇒ その後、募集事業者がモデル案を検討する
- ⇒ 募集事業者から提示されたモデル案の可否について検討

(委員からの意見・質問)

委員：この会議の位置づけ、委員の立ち位置はどのようなものか。

事務局：改修にかかる現状変更は市教委で行う。その判断のためにご意見を伺う場とご理解いただきたい。

委員：業者選定の段階で、文化財建造物の取り扱い経験の有無は？選定の際に経験を考慮すべきと考える。

事務局：市からの募集要項に、経験の有無による評価の視点を入れることを検討する。

委員：文化財の改修・活用例として注目される事例であるので、文化財として残すことが適切であって欲しい。

委員：文化財建造物の改修をするので、モデル案作成者の力量が問われる。私たちの助言についてきてくれるのか不安がある。

委員：モデル案作成に際し、フィードバックの回転を速くして意思疎通を図りたい。場合によっては委員会で協議したい。

2. 協議事項

(1) 旧上野市庁舎の活用に向けて (『保存活用計画』・資料3～5)

《1》『旧上野市庁舎保存活用計画』の確認

(資料3により、『保存活用計画』に掲載した計画・保護・部分の設定、それぞれの基本方針を示した上で、基本設計と文化財保存活用計画とを照合し、基本設計の改修内容の是非を検討することにより、モデル案作成の資料とすることを伝えた。)

《2》旧上野市庁舎の活用にかかる改修の方針

(※資料3をもとに、削除部分は取消線、加筆部分は下線で示した。)

(委員からの意見・質問)

委員：検討の前提となる制約のようなものはあるのか。

事務局：基本設計作成時に改修経費の概算が示されている。今後改修・活用にかかり、市民や議会の理解を得るには、基本設計作成時に示された経費を大幅に上回ることは避けたいと考えている。

● 耐震措置にかかる改修

- ・保存・保全部分 ⇒ 建物の価値を減じることなく、活用と調和した耐震措置であれば、現状変更により認める。
- ・その他部分 ⇒ 建物の価値の維持に努めた耐震措置であれば、保存部位であっても現状変更により認める。

(※改修方法等については、『重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き』を参照し文化財建造物の耐震補強の原則に則り適切な方法を選択する。)

(委員からの意見・質問)

委員：「調和」の判断が難しい、調和の是非については質疑のなかで確認することとする。

委員：耐震方法は一つではないので事業者からの相談も受ける。対面で議論することにより意思疎通することができる。

委員：モデル案検討の際は、先に資料を送付して ZOOM による議論も可能かと思う。設計者の意図も聞きたい。

● 建物の積極的活用にかかる改修

- ・保存部分 文化財としての本質的価値を有する部分であるので、現状変更は認めない。ここに属する保存部位は、活用する上で止むを得ない場合で、調和した措置であれば、必要に応じて現状変更を認める。
- ・保全部分 外見上同じ仕上げとするか、全体に調和のとれたものであれば、現状変更により許可する。ここに属する保存部位は、活用する上で止むを得ない場合で、調和した措置であれば、必要に応じて現状変更を認める。
- ・その他部分 文化財として本質的価値を有する部分でないので、活用・安全性向上のため改変を認める。
躯体などの保存部位は、保存部分に面する箇所を除き、積極的な活用を図り調和したものであれば、現状変更により許可する。
- ・バリアフリー (ELV)
 - ・可能な限り保存部分は避ける。
 - ・止むを得ず保存部分に設置する場合は、
保存部位の改変は出来るだけ少なくなるようにすること。現状復旧
できるよう、可逆性に配慮すること。
建物の空間や意匠ができるだけ阻害されないようにすること。

(委員からの意見・質問)

委員：バリアフリーにかかる機構の設置は、機器は進化していることもあるので、現状復旧できるよう、可逆性に配慮すること。

《3》旧上野市庁舎改修にかかる個別検討事項

(※資料3をもとに、削除部分は取消線、加筆部分は下線で示した。○番号は資料4に対応)

● 1階

【耐震措置にかかる改修】

- ① 保存部分であり、建物を象徴する1階の空間であるため、構成や空間を損ねる改修は不可とするが、~~活用内容に即して調和のとれた耐震壁であれば、現状変更により許可する~~ (写真4～6)
- ⑩ その他部分の保存部位であり、建物を特徴づける空間や構成ではないので、補強して耐震壁とすることを現状変更により許可する。(旧市民生活課の壁面は写真7)

- ⑪ その他部分の保存部位であり、建物を特徴づける空間や構成ではないので、補強して耐震壁とすることを現状変更により許可する。

(委員からの意見・質問)

委員：この空間は市民ホールという位置づけの空間であって、1階の南側壁面に沿った2カ所の耐震壁は許可できる。ここを厚めに設置すればよいと考える。しかし、内部の4カ所の耐震壁の設置は、空間を維持できないことと可逆性を担保できないので、不可とする。代替として、トイレ部分やダクト部分の内側に耐震壁を設置する方法もある。

【建物の積極的利用にかかる改修】

- ② 保存部分であり、当時のデザインを象徴するものであることから活用して保存とする。
- ③ 保存部分であり、建物を象徴する正面玄関を構成する壁面であることから保存とする。(写真1)
- ④ 保全部分の保存部位であり、本建物で多用する研りの壁面のなかで、規模が大きく他にない仕上げの形状であることから保存とする。(写真2)
- ⑤ その他部分であり、南面・東面と調和を図り改変を可とする。
- ⑥ 保存部分に面し、建物を象徴する1階を構成する壁面であることから保存とする。なお、その他部分に属する側の壁面は耐震補強することを可とする。(写真3)
- ⑦ 保存部位であるが、その他部分であるので、RC壁の撤去は現状変更により許可する。(写真10) なお、トイレは保存部位である外壁のみ保存とし、その他部分の内側は耐震壁を設置することを可とする。(写真25)
- ⑧ その他部分の間仕切りの改変は可とする。(写真8、9左)
- ⑨ その他部分の保存部位であり、建物を特徴づける空間や構成ではないので、RC壁の撤去は現状変更により許可する。(写真9右)

(委員からの意見・質問)

委員：正面玄関から西玄関にいたる保存部分のエリアに面する壁面は、現状保存とする。ただし、その裏側でその他部分のエリアは、耐震壁の補強などを認める。

●中2階

【耐震措置にかかる改修】

- ① 保全部分であり、建物を象徴する中2階の空間であるため、構成や空間を損ねる改修は不可とするが、活用内容に即して空間の一体感を損なわないような調和のとれた耐震壁であれば、現状変更により許可する。(写真12～14)
- ② 保全部分であり、建物を象徴する中2階の空間であるため、構成や空間を損ねる改修は不可とするが、活用内容に即して空間の一体感を損なわないような調和のとれた耐震壁であれば、1階と連続した耐震補強を施工することにより強度が増すことを考慮し現状変更により許可する。(写真13・14)
- ④ 保全部分の保存部位と、その他部分の保存部位であり、1階と連続した耐震

補強を施工することにより強度が増すことを考慮し現状変更により許可する。(写真14・17・18)

(委員からの意見・質問)

委員：このエリアの見通しや開放感を担保するような耐震計画であれば認める。

委員：④の耐震壁のうち、資料4の図面の15通りのものは問題ないが、F通りのものは、活用内容に応じて判断が必要。見通しが悪くなることは好ましくない。

委員：耐震補強の考え方は、集中補強するという考え方もある。代替として、ダクト部分の内側に設置する方法もある。

委員：現在では、文化財だけでなく、防災の観点からもさまざまな耐震補強の方法や材料がある。いくつかの案を設計者に出してもらってはどうか。

【建物の積極的利用にかかる改修】

③ 保全部分の保存部位であるが躯体ではないことから、位置や材質、色調等を記録保存として現状変更により許可する。(写真15)

⑤ その他部分の間仕切りの改変は可とする。

⑥ 保全部位であるが、耐震補強の施工を減らすため、床の軽量化を現状変更により許可する。

⑦ その他部分であるトイレは、保存部位である外壁のみ保存とし、その他部分の内側は耐震壁を設置することを可とする。(写真25)

⑧ その他部分の間仕切りの改変は可とする。

⑨ 保存部分に面し、建物を象徴する1階を構成する壁面であることから保存とする。なお、その他部分に属する内側は耐震壁とすることは可とする。(写真3)

(委員からの意見・質問)

委員：北側の事務室の給湯室付近に上部への登り口がある。それは、残置すること。

●2階

【耐震措置にかかる改修】

① 保存部分である廊下(回廊)窓側の耐震壁の設置は、位置・工法等により中庭への視界を遮らないようにことを前提に、現状変更により許可する。(写真19～21)

⑧ その他部分の耐震壁の設置は、活用内容と整合調和した耐震壁とすることに努め、可とする。(写真22・23) ただし、保存部分への耐震壁の設置は不可とする。

(委員からの意見・質問)

【建物の積極的利用にかかる改修】

② 保存部分である廊下(回廊)に面した壁面の位置・~~形状~~を変更することは不可とする。(写真24) 活用上止むを得ない場合は、現状変更を認める。

③ 保存部分に面した保存部位のRC壁は撤去不可とする。(写真27・28)

④ その他部分の内部の間仕切りの改変は可とする。保存部分である廊下側の出入り口の改変は、現状変更により許可する。

- ⑤ その他部分を構成する壁面であるので、撤去することを不可とする。(写真26右)
- ⑥ その他部分であり、間仕切りの改変は可とする。
- ⑦ その他部分であるトイレは、保存部位である外壁のみ保存とし、その他部分の内側は耐震壁を設置することを可とする。(写真26左)

(委員からの意見・質問)

委員：廊下と各部屋の仕切りはできるだけ改変を避けたい。

委員：西側の階段周辺の壁面は保存とする。

●その他

【煙突について】

委員：現状の形状を維持することを前提として、例えば材質は変えてもよいので、落下しない方法や補強を検討してシルエットだけは維持するようにしてはどうか。

委員：現状維持が厳しいようであれば、シルエットを担保して、補強方法は複数の案を出してもらってはどうか。

(2) 今後の対応について

委員：今回の検討結果、耐震補強は経費のかかる方向性になる。今の設計は耐震補強について、最も安価なプランで補強は5割増しになるかもしれない。我々の立場上金額だけで話を進めることはない。

活用担当課：経費が増嵩するのであれば、明確な根拠が必要となる。また、経費が増嵩することについては、議会の了解を得なければならない。

事務局：文化財保存方針と基本設計を検討し調整するに際して、PFT事業者発注者がモデル案を作成する。モデル案が出された段階で検討をお願いしたい。

委員：了解した

(16:30終了)